

四三嶋工業団地誘致企業選定に係るプレゼンテーション実施要領

1 目的

このたび、四三嶋工業団地の造成工事が完了し、当団地へ立地いただける企業の募集を開始いたしました。

四三嶋工業団地は、第2次筑前町総合計画に掲げる「雇用・就労環境の充実」の実現を目指し、進出予定企業による産業振興や地元雇用の継続的な確保など、地域経済の活性化やさまざまな相乗効果が期待されています。ついで、本募集の対象業種を次のとおり定めます。

- ① 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類 E の製造業をいう。）
- ② 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類 G の情報通信業をいう。）
- ③ 運輸業・郵便業（日本標準産業分類に掲げる大分類 H の運輸業・郵便業をいう。）

2 審査方法

(1) プレゼンテーション審査

町職員で構成する「四三嶋工業団地誘致企業選定審査会（以下「審査会」という。）において、事業計画概要書等（以下「概要書」という。）及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査し選定する。

なお、審査の詳細については、審査会で決定する。

(2) 審査方法

- ① プレゼンテーションは30分以内とする。
- ② プレゼンテーション後に、概要書、プレゼンテーション内容等について質疑を10分程度行うので応答すること。
- ③ ヒアリングでの発言については、概要書と同等の取り扱いとする。
- ④ プレゼンテーションは、概要書の内容を逸脱しないこと。
- ⑤ 出席者は、説明者を含め3名以内とする。
- ⑥ PC等のOA機器等は各事業者で準備すること。

※ プロジェクターやスクリーンはこちらで用意します。

3 受託者の決定

審査にあつては、審査員により総合的に判断し、基準に基づき評点にて採点する。各審査員の総得点を算出し、最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。

4 その他

- (1) このプレゼンテーションに要する一切の費用は、各事業者の負担とする。
また、事業計画概要書等（以下「書類等」という。）は返却しない。
- (2) 審査結果に関する質問及び異議申立ては受け付けない。
- (3) 提出された書類等は、このプレゼンテーション以外には使用しない。